

岐阜県公報

第 三 百 十 五 号
令 和 四 年 七 月 十 五 日
(金曜日)

告 示

岐阜県告示第二百五十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和四年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第五百十一号により指定した区域（山県市佐野字八代三一〇番

三の（一部）の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類

六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

目 次

告 示

○土壤汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除

○岐阜都市計画道路事業の認可

公 示

○土地改良区役員の退任

正 誤

○土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定中訂正

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)
(金曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令 和 四 年 七 月 十 五 日

一 施行者の名称	岐阜市
二 都市計画事業の種類及び名称	岐阜都市計画道路事業
七・六・十五号	高架側道九号線
七・六・十六号	高架側道十号線
七・七・十七号	高架側道十一号線
七・七・十八号	高架側道十二号線
七・七・十九号	高架側道十三号線
七・七・二十号	高架側道十四号線
八・七・三号	高架側道十七号線
七・六・二十一号	高架側道十八号線
七・六・二十二号	高架側道十九号線
三 事業施行期間	令和四年七月十五日から 令和十九年三月三十一日まで
四 事業地	収用の部分 岐阜市大字下川手字東村中、字宮及び字宮北、大字上川手字囃東、東明見町、宮北町、向陽町、若杉町、加納八幡町、安良田町六丁目、加納安良町、竜田町九丁目、松鴻町四丁目、加納東陽町、加納東広江町、加納南広江町、加納徳川町、加納清田町並びに加納西広江町一丁目及び二丁目 使用の部分 なし
公 示	○土地改良区役員の退任 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和四年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名氏名	住所
上野平土地改良区	令和四年七月三十一日	理事 幸 畑 晃	高山市丹生川町新張 五〇〇番地

○正 誤

（原稿誤り）

令和四年三月十八日第百八十三号 土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならぬ区域の指定（岐阜県告示第百十六号）一三〇頁下段後から八行目及び九行目中「二〇七九番一、二〇七九番七、二〇七九番一〇及び二〇七九番一一、字新木林一九五七番一及び一九五七番三並びに」は、「二〇七九番一、字新木林一九五七番一及び」の誤り。

令和四年七月十五日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社